

2020年12月4日

下関市竹崎町4丁目2番36号
株式会社山口銀行
取締役頭取 神田 一成

営業店の臨時休業に関する公告

当行は、新型コロナウイルス感染症拡散防止のため、下記のとおり営業店を臨時休業いたしますので、銀行法第16条第1項に基づき、公告いたします。

記

1. 臨時休業する営業店

(1) 営業店の名称

豊洲支店

(2) 営業店の所在地

東京都江東区豊洲3丁目2番20号 豊洲フロント204号

2. 休業する期間

2020年12月5日(土)～2020年12月6日(日)

7日(月)には営業を再開する予定です。

3. 休業する業務

相談業務及び現金自動預払機(ATM)、貸金庫

以上